

第 410 回月例会・報告目次

日 時 : 2023 年 4 月 15 日 10:00~ (Zoom™・対面ハイブリッド開催)

報告者 : 石 井 義 人 会 員 (弁 護 士)

テーマ : ハラスメントと安全配慮義務

報告目次

第1. 法令とハラスメント

1. 法令の状況はじめに
2. 法令によるハラスメントの定義

第2. ハラスメントとは(定義と具体例)

1. A 労働者に対して
 - (1) 定義
 - (2) 具体例
2. B 職場において行われる
 - (1) 定義
 - (2) 具体例
3. C 優越的な関係を背景とした言動
 - (1) 定義
 - (2) 具体例
4. D 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
 - (1) 定義
 - (2) 具体例
5. E 労働者の就業環境が害されること
 - (1) 定義
 - (2) 判断基準
6. F (関係性の制約なし)
7. G 性的な言動
 - (1) 定義
 - (2) 具体例
8. H 対応によって労働者が労働条件について不利益を受けること
 - (1) 定義
 - (2) 具体例
9. I 女性労働者の妊娠、出産、休業、休業の請求等に関する言動
 - (1) 定義
 - (2) 具体例
10. J 当該労働者からの相談に応じる
 - (1) ハラスメントに関する相談窓口を設置すること
 - (2) ハラスメントに関する相談窓口を従業員に対して広く知らせること
11. K 適切に対応するために必要な体制を整備する
 - (1) ハラスメントに対応する部署を決定し、体制を整備すること
 - (2) 関係当事者へのヒアリング、その他、証拠収集等の方法を決定すること。

- (3) 判断を行う者、判断の方法を決定すること
- 12. L その他の雇用管理上必要な措置を講じる
 - (1) 被害者、加害者及び関係者のプライバシーを保護すること
 - (2) 加害者、被害者、関係者への対処方法を決定して実施すること
 - (3) 改善に向けての援助

第3. 労働者災害補償保険法における精神障害

- 1. 心理的負荷を原因とする精神障害
 - (1) 基本的な姿勢
 - (2) 平成10年以前
 - (3) 平成11年以後
- 2. 心理的負荷による精神障害の労災認定要件
- 3. 要件A（精神障害の発病）
 - (1) 対象となる精神障害
 - (2) 代表的な傷病
- 4. 要件B（強い心理的負荷）
 - (1) 前提
 - (2) 判断の順序の概要
- 5. 要件C（業務以外の心理的負荷、個体側要因）
 - (1) 業務以外の心理的負荷
 - (2) 個体側要因
- 6. 自殺について

第4. ハラスメントに関連する民事責任

- 1. 被害者による損害賠償請求の相手方と種類
- 2. ハラスメントと法的責任の関係
 - (1) 裁判所の傾向
 - (2) 札幌地方裁判所 平成23年4月7日判決（判例秘書No.L06650180）
- 3. ハラスメントの民事上の違法性の判断要素
 - (1) 裁判例の傾向
 - (2) パワーハラスメントの裁判例（東京地方裁判所 平成年3月9日判決）
 - (3) セクシャルハラスメントの裁判例（名古屋高判金沢支部 平成8年10月30日判決）

第5. 安全配慮義務

- 1. 安全配慮義務の形成
 - (1) 安全配慮義務の発生
 - (2) 最高裁判所 昭和50年2月25日判決
- 2. 安全配慮義務の内容
 - (1) 裁判例における特定
 - (2) 最高裁判所 昭和56年2月16日判決
- 3. 安全配慮義務違反に関する立証責任
 - (1) 債務不履行としての安全配慮義務

- (2) 最高裁判所 昭和 56 年 2 月 16 日判決
- 4. 履行補助者の過失と安全配慮義務違反
 - (1) 履行補助者
 - (2) 最高裁判所 昭和 58 年 5 月 27 日判決
- 5. 安全配慮義務の進展
- 6. 裁判例
 - (1) 福岡地方裁判所 平成 4 年 4 月 16 日 福岡セクハラ事件
 - (2) 最高裁判所 平成 12 年 3 月 24 日 電通事件(長時間労働)
 - (3) 横浜地方裁判所川崎支部 平成 14 年 6 月 27 日 水道局いじめ自殺事件
- 7. 履行補助者の不法行為責任と安全配慮義務違反
 - (1) 両者の関係
 - (2) ゆうちょ銀行事件(徳島地方裁判所 平成 30 年 7 月 9 日)

以 上